

写

群労発基 0630 第 1 号  
令和 2 年 6 月 30 日

群馬地方最低賃金審議会  
会長 河藤 佳彦 殿

群馬労働局長  
丸山 陽一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和 55 年群馬労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。